

令和3年度第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月7日（月）16時00分～16時30分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 4件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農業経営改善計画について
議案第4号 農用地利用集積計画について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 1件
報告第2号 軽微な農地改良の届出について 1件
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について 6件
報告第4号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 4件
5. 出席委員 10名
会長：12番池田繁雄、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、
4番細谷修、5番齊藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、
9番篠崎輝武、11番吉井亨、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 5名
1番大木宏之、8番板倉善紀、10番戸田敏一、13番市原勉、
14番平山光子
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査
8. 議事録

議長 委員15名中、10名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和3年度第11回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、15番日暮委員と2番秋山委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いた

だくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、4議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、4件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第3号、農業経営改善計画については、再認定が1件、議案第4号、農用地利用集積計画については、利用権設定が15件、所有権移転が2件です。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和4年1月28日、午前9時より、2班の岩柳委員、川野委員、農宮委員、吉井委員、日暮委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議　長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、日暮委員より意見発表をお願いいたします。

15番　番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は小野字和田の畑、192㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は、高齢のため、譲受人は、農業経営拡大のためです。営農計画においては、果物の作付けを予定しています。1月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議　長　次に申請番号2について、吉井委員より意見発表をお願いいたします。

11番　番号2について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定の申請です。申請地は、下武射田字穂米他、前之内、土農田飛地で田18筆、10871.32㎡、畑13筆、11541㎡、合計31筆、22412.32㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は法人に貸し付けることにより、安定的な農業経営ができるため、譲受人は法人で効率的な農業経営を展開したいためです。営農計画においては、田は稲、畑はトウモロコシ、漬瓜、ブロッコリー等を作付けする予定です。1月28日に現地を確認しましたが、特に問題となる様な状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたしま

す。以上です。

議長 次に申請番号3及び4について、岩柳委員より意見発表いたします。

3番 申請番号3について説明します。本件は農地法第3条の規定による賃貸借権設定の申請です。申請地は下武射田字富士ノ台の畑、3筆で2973㎡の農地です。申請理由は譲渡人は現在使用していないため、譲受人は農業事業開始にあたり、拡大性があり、収益を見込めるためです。営農計画は生姜、にんにくの作付けを予定しています。1月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。また、申請書類を確認したところ、地域活動に参加する確約書も添付されており、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

3番 続いて番号4を説明いたします。4につきましては、申請地のみの説明とさせていただきます。申請地は下武射田字富士ノ台の畑、2筆で1982㎡の農地です。以下は申請番号3に同じでございます。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。申請番号1は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、雄蛇ヶ池の駐車場の西、約850メートルに位置しています。申請地は、譲渡人が平成30年に相続しましたが、高齢により耕作できないため、近隣に居住する譲受人に譲渡することになったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号2は、法人への使用貸借権設定の申請です。申請地は、下武射田が28筆、前之内が2筆、土農田飛地が1筆で、点在しています。譲受人は家族経営による農業法人で令和3年9月に設立されており、昨年12月の総会において、代表者名義の農地について、当該法人への使用貸借権の設定が承認されております。今回の申請は、当該法人の取締役である子が、自己名義の農地を法人に貸し付けるため、提出されたものです。法人が農地を借り受ける場合の要件でございますが、「全部効率利用要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」については、個人が行う場合と同様ですが、併せて、「貸借契約に解除条件が付されていること。」、「地域における適切な役割のもとに継続的・安定的に農業を行うこと。」、「業務執行役員又は重要な使用人が1人以上その法人の農業に常時従事すること。」が求められています。申請書類を確認したところ、使用貸借契約書には解除条件が付されており、地域活動に参加することについての確約書が提出され

ております。また、取締役3名の内、2名がそれぞれ300日従事する計画となっていることから、これらの要件は満たしているものと思われます。最後に、法人による使用貸借又は賃借権の設定につきましては、農地法の規定により市長に通知し、意見の有無を確認することになっておりますが、意見なしとの回答を得ておりますことをご報告いたします。5ページをお願いいたします。申請番号3及び4は、新規設立法人への賃借権設定の申請です。場所は、下武射田公民館の南、約300メートルに位置しています。譲受人は、千葉市に本店を置き、農業を主たる目的として、令和3年11月に設立された法人です。ショウガ、ニンニクの作付けを予定しています。法人が農地を借り受ける場合の要件でございますが、「全部効率利用要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」については、個人が行う場合と同様ですが、併せて、「貸借契約に解除条件が付されていること。」、「地域における適切な役割のもとに継続的・安定的に農業を行うこと。」、「業務執行役員又は重要な使用人が1人以上その法人の農業に常時従事すること。」が求められています。申請書類を確認したところ、使用貸借契約書には解除条件が付されており、地域活動に参加することについての確約書が提出されております。また、代表取締役自ら200日従事する計画となっていることから、これらの要件は満たしているものと思われます。最後に、法人による使用貸借又は賃借権の設定につきましては、農地法の規定により市長に通知し、意見の有無を確認することになっておりますが、意見なしとの回答を得ておりますことをご報告いたします。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1について、農宮委員より意見発表をお願いいたします。

7 番 番号1について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴

う転用の申請です。申請地は台方字大門下の田、現状畑、251㎡の農地です。転用目的は、駐車場、資材置場用地です。転用に伴う造成工事はありません。周辺農地への被害防除対策については、用水路側に2段ブロックを設置する計画です。また、排水については、雨水だけなので、砕石敷きとし、自然浸透させる計画です。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。申請番号1は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、城西小学校の南東、約200メートルに位置しています。転用の目的は、駐車場及び資材置場用地です。譲受人は、習志野市において主に不動産業を営んでおりますが、営業範囲拡大に伴う物件管理の拠点として申請地を利用したいとのことです。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当し、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求められた案件は、再認定1件でございます。1ページをお願いいたします。営農類型は水稻です。主な改善計画についてですが、経営面積増大と、新規需要米への取り組みにより経営の安定化を図っていきます。3ペー

ジをお願いいたします。田植え機、乾燥機、フレールモア、新規需要米調整ラインを取得する計画です。以上、再認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 以上のお通り農政課から説明がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第3号、農業経営改善計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和4年第2次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和4年第2次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の設定15件、面積合計44,349㎡、その内訳として、5年2件、面積合計7,175㎡、10年12件、面積合計34,620㎡、12年1件、面積合計2,554㎡、所有権の移転2件、面積合計2,176㎡となっております。1ページが5年の利用権設定管理台帳で2ページ、3ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番は新規で西中の農業者に貸付となりました。2番、4番、5番、6番、7番は新規、3番、10番は更新で共に同じ幸田の認定農業者へ貸付となっております。8番は新規、9番は一筆更新で残りの筆は新規となり、滝沢の認定農業者へ貸付となっております。16ページが12年の利用権設定管理台帳で17ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。新規で幸田の認定農業者へ貸付となっております。18ページが10年の中間管理機構を介しての利用権設定管理台帳となっております。19ページから22ページが受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。11番、12番共に新規で求名の農業者に貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は23ページから26ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報

を基に作成しております。続きまして売買についてですが27ページのとおりです。33ページから34ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、35ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番、2番は耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番の買い手については北之幸谷の農業者です。2番の買い手については北之幸谷の認定農業者です。以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 以上のとおり農政課から説明がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第4号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第4号について、事務局から説明願います。

事務局 はい、議案書の10ページをお願いします。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。12月26日から1月25日までに受付した案件は1件で、相続により所有権を取得したものです。斡旋の希望はないとのことです。11ページをお願いします。報告第2号「軽微な農地改良の届出について」です。田から畑への転換に伴い提出されたものです。12ページ、13ページをお願いします。報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。12月26日から1月25日までに受付した案件は6件です。番号1から4は賃借権、番号5と6は使用貸借権について、双方合意にて解約したものです。1と2は貸付面積の変更、3は中間管理事業への移行、4から6は耕作者の変更に伴うものです。14ページをお願いします。報告第4号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。4件の照会があり、現地調査を1月11日と1月24日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和4年2月7日